

東大和市審理員
伊野宮 崇 殿

再反論書

審査請求人
榎本 清

審査請求（2市審第1号）に関する令和3年5月20日付の処分庁の再弁明書に対して、下記のとおり再反論する。

1 再反論の意図と趣旨

処分庁である東大和市立中央公民館館長（以下「館長」と略す）の再弁明の内容が事実と異なることを証明する。また、処分が誤りであったことを認め、その撤回を求める。

以下は行政不服審査とは直接関連するものではないが、処分庁が自主的に行うよう希望する。

- ① 「東大和市こうみんかんだより」最新号に、この間のチラシ配置拒否事件の事実経過と、今般の処分が誤りであったことを掲載すること。
- ② チラシ配置拒否事件に関して、申請人に対する謝罪文を掲載すること。

2 再弁明書記載事実の認否

- (1) 本件とは直接的な関係にないが、反論書に添付した証拠「自由と人権 NO3」における「裁判ごっこ」のお知らせについて、一部表記上の不備があったことは認める。
- (2) 再弁明書に示されている処分者の主張は事実を歪曲し、根拠のないものであることを指摘し、違法であることを以下に示す。

3 審査請求人（以下「請求人」と略す）の反論

(1) 本件の争点

事件番号「2市審第1号」の争点は以下の3点である。

- ・チラシ等の配置に関して、館長に許可・不許可の権限はあるのか。
- ・館長の対応に配置拒否とされるものがあつたか否か。
- ・改変要求が表現の自由侵害にあたるか否か。

これら3点は相互に関連するものではあるが、あえて項目立てに従い、また再弁明書の内容にも必要に応じて触れつつ、以下請求人の主張を述べる。

(2) チラシ等の配置に関して、館長に許可・不許可の権限はあるのか。

チラシ等の配置に関して言えば、公的施設の直接的な責任者である館長に、許可・不許可の

権限は基本的にあると考えられる。しかしその権限は無制限ではなく、制約されたものである。

いっぽう、地方自治法第 244 条 2 項では「普通地方公共団体（中略）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」（カッコ内は引用者）とされている。

また、社会教委法第 24 条を受け、東大和市立公民館条例が定められ、その第 14 条を受けて公民館運営事務処理取扱基準が定められている。その公民館運営事務処理取扱基準によれば、掲示物の制限（第 7 条）として許可しない掲示物を 6 点あげている。具体的には宗教団体の布教・勧誘に類するもの、営利を目的とするもの、政党・議員等の宣伝に関するもの、人権・プライバシーを侵害するものなどである。

「裁判ごっこ」のチラシ（以下、「当該チラシ」と略す）はこれら 6 点のいずれにも相当しない。またそのような指摘を館長から受けた覚えもない。そもそも今回の館長の対応は、取扱基準そのものを示してのものではなかった（反論書でも述べたとおり、審査請求をしたのち、弁明書の参考資料として初めて示されたものであり、東大和市の HP にも示されてはいない）。

すなわち、これ以外の理由でチラシの配置を認めないとするならば、館長の処分は公民館運営事務処理取扱基準に従ったものとはいえず、違法である。

(3) 館長の対応に配置拒否とされるものがあつたか否か。

〈交渉の過程〉

当該チラシの表記につき、館長と請求人との間で見解の相違があつたことは事実である。館長は「公判」と「法廷」の表記に対し、その削除を求めてきた。申請人の説明に対しても、「私にはこれがシャレだとは思えない」と言い、最後まで配置は認められなかった。いっぽう、同表記について申請人は、次項（4）に示す表現の自由の観点から、改変する必要はないし、改変する気もないと主張した。その意向は交渉の過程で館長に伝えた。

窓口の担当者と申請人とのやり取りは、通常あり得るし、それだけであれば違法でも何でもない。本案件の場合、問題となるのはその先である。

チラシの内容は公民館運営事務処理取扱基準の掲示物の制限に抵触せず、配置することに問題はない。しかし表記の一部について双方に見解の相違があり、合意が得られない場合、配置を認めるのか否かということである。請求人は、当該チラシの配置は当然認められるべきと判断したが、館長の対応は正反対であつた。あくまでも改変を求め、実行されなければ配置は認めないという姿勢であつた。そうでなければ、請求人から「もし改変すれば、配置を認めるのか」などと聞きはしない。

〈実質的な配置拒否〉

請求人は集会期日が迫っていることもあり、チラシの配置が先決と考え、上記のような質問をしたのだが、「直されたものを見なければわからない」（再弁明書 4 頁 3～4 行）と館長は発言し

ている。「わからない」とはどういうことか。この場合、「配置を認めるかどうかはわからない」と解するのが自然な反応であろう。これを館長は、「審査請求人は拒否があったと曲解した」（同 9 行）と言い、「論理的に大きな飛躍」（同 14～15 行）があるとしている。

はたしてそうであろうか。館長の「直されたものを見なければわからない」という返答に対して、申請人は、「配置を認めるかどうかわからない」（傍点引用者）と理解したが、このことをもって「拒否があったと曲解」（傍点引用者）したとするほうがよほど飛躍している。しかし、むしろ問題が鮮明になるのはその先のことである。

もし申請人から再提出されたものが館長の意にそぐわなかった場合、「これは認められない」と再々提出を迫るのだろうか。その場合、たとえ「これは配置できません」という明確な発言が無かったとしても、「認められない」とされたその時点で、請求者が「チラシ配置が認められなかった」と判断するのは避けられまい。それは初回の提出であろうと、再度の提出であろうと同じ事であるが、執拗な拒否通告を受けた時の方がより事態が鮮明に浮かび上がると考え、あえてここまで言及した。

つまり、チラシ提出者が改変の意志がないことを表明しているにもかかわらず、さらなる改変要求をする、何度も執拗な改変要求を続け、掲示物を受け取らない、これらの行為は、たとえ「配置することは認められない」との発言がなかったとしても、実質的に配置拒否の実態を形成している。これを「補正をお願いしたもの」（再弁明書 1 頁 22 行）とすることは詭弁である。

仮にお願いであるならば、申請者には改変を拒否する自由もあるはずであり、そのことが配置の可否に関わるものでないならば、誤解のないように、事前に改変はあくまでも申請者の任意である旨を伝えておくべきである。それをしないで執拗な改変要求をつづけ、当該チラシを受領しない、これは明らかな配置拒否であり、違法である。

〈理不尽な論理展開〉

ここで再弁明書（3.（5）3～4 頁）における館長の理不尽な論理展開について触れておく。

申請人は反論書で次のように書いた。「館長は、A を B にしなければ C を実行しないと主張をしている。それに対し、『A を B にすれば C を実行すると約束するのか』と聞くと、『いやそれは約束できない』と反論する。これは論理的な整合性から言ってもありえない。A を B にするのが前提なのだから、C の実行を約束できないということは論理的な矛盾である。」（反論書 4 頁 18～21 行）

これに対し館長は、申請者の表現として次のように書いている。「A（原案）を B（補正）しても C（配置）をしない、と解して」（3 頁 36 行～4 頁 1 行）としたうえで、「いかなる対応をしても（館長が）配置を拒否していると結論付けている」（4 頁 2 行 ※カッコ内は引用者）とする。そのうえで『直されたものを見なければわからない』と発言したものであります。」（4 頁 4～5 行）と記述しているのである。※「いかなる対応をしても」の主語が不明だが、前文からの流れを見ると「申請者」がそれにあたるのであろう。

「A（原案）を B（補正）しても C（配置）をしない」「いかなる対応をしても配置を拒否して

いと結論付けている」(傍点引用者)。どこでそんなことを申請者が書いたか、またそのように受け取られる表現を申請者がしたか、全く明らかにされていない。

申請者はものごとを分かりやすくするために、3つの要素を記号化し、どこに問題があるのかを示したのに、突然上記のような事実無根の記載をする。また、ものごとを一般化して説明しているにもかかわらず、「直されたもの」などという多様性のある表現が飛び出す。どうしてこのような理不尽な論理展開になるのだろうか。

あえて館長の論理展開に付き合うならば、「直されたもの」とは館長の要求どおり B (補正) されたもの以外にはあり得ない。前提としてそのように示しているにもかかわらず、それが理解できず、多様な B があるようなことを前提にしてしまうのであれば、そもそもこんな論理は成り立たない。

申請人が言いたいのは、館長の表現を借りれば、「A (原案) を B (補正) すれば C (配置) をする」のは当然としても、「A (原案) を B (補正) しなくても C (配置) する」(傍点申請者)のかということである。この答えを館長には聞きたいものである。

〈オポチュニズム〉

館長は、再弁明書「4.」で「自由と人権通信 NO.3」(以下「当該通信」と略す)について触れている。ここでは館長自身が当該通信を配置拒否した理由を忘れたかのように、社会教育部長の対応について正当性をまくしたてている。

申請者は、反論書で「(8) 後日譚」として上記通信の申請についても指摘した。そこでは次のように書いた。「翌日の 26 日(金)には、「自由と人権通信 NO.3」(添付証拠 3) (以下、「当該通信」と略す)の配置を依頼するため中央公民館に持ち込んだ。この通信には改変前の当該チラシ(添付証拠 1) とほぼ同様のお知らせが書かれていた。館長からはまたしても、『これはだめだよ』と配置拒否通告された。」(反論書 7 頁 20~23 行)

館長は、上記のようにこの通信についても配置拒否をした。その理由は引用文の中にあるとおり、当該チラシと同様の案内表記があるためだった。

当該通信における「裁判ごっこ」のお知らせの中には、「東大和市公民館」の「中央」が脱落していた。これは事実である。申請者はそのことは誤りと認め、そのことに限っての訂正はやぶさかではなかった。しかしながら、館長はそのことよりも「公判」「法廷」の字句にこだわり、「これはダメだよ」と言って配置を認めようとはしなかったのである。そのため館長との交渉を切り上げ、その上司である社会教育部長との当該通信は配置されることとなったのである。

館長は、チラシと通信の違いについて縷々述べてはいるが、その内容について、今は踏み込むつもりはない。ただ、両者の市民に与える影響は程度問題であり、本質的な違いはないとだけ指摘しておく。

ここではその違いより、館長の変わり身の早さ、変節の異様さについて指摘しておきたい。宮仕えである公民館館長が上司の意見に従わざるを得ないのはわかるとしても、前言を覆すのであれば、それなりの作法というものがあろう。昨日まである掲示物を拒否していた人物が、今日は

同じ掲示物を容認する正当性を長々と述べる。まことに浅はかというか、珍妙な現象である。これをオポチュニズム・風見鶏・日和見主義・ご都合主義という。こういう姿勢をとる人物は、世間からの信頼が一般的に得られない。

〈改変の任意性が担保されていたか〉

そもそも公民館運営事務処理取扱基準の掲示物の制限に抵触しないチラシについて、字句について意見を言うことはできても、館長の立場からすれば「認める」も「認めない」もない。そもそもそんな権限はないのである。

字句に多少納得できないことがあっても、それを指摘したうえで申請者が容認しないのであれば、そのまま受領して配置すればいいだけの話である。それをあたかも権力者のごとく「これは認められない」などと言うからいらぬ混乱が生じるのである。そしてその責任を市民に転嫁する。その手法が（申請者の）「論理の飛躍」、「曲解」、という決めつけである。

申請者としても内容的に納得できるものであれば、訂正に応じるつもりはある。誤りを指定していただいて感謝することさえある。しかし、表現に関わる記載についてまで介入し、その改変を迫られた場合は話が違う。

あくまでも字句の改変は任意であることを事前に示して協力を仰ぐ、それでも協力が得られない場合は受領して配置するという対応が公民館窓口には求められるのである。

〈行政担当者としての適格性〉

申請人は、不当な権力行使に対しては抗議と訂正、場合によっては謝罪を求めるものであるが、行政一般に対して対抗意識を持つものではない。ここでくたかく述べる気はないが、東大和市議会の当該陳情に対する不当な取り扱いについて司法に申し立てをしていることもその一環である。

しかるに、館長は、申請人が東大和市に対する訴訟の原告であることなどから、「市側とはいかなる譲歩もしないとの考えのもとに、硬化した態度を崩さなかったもの」（再弁明書 3 頁 10～11 行）と一方的に申請人のことを推定している。これは事実認識もはなはだしいといわざるを得ない。そのような先入観をもって市民と対応することがすでにバイアスがかかっていると反論書で指摘してもいる。その事実は、「営利、政治、宗教に関わるものでなければ配布内容は自由であり、館長の関与が一切許されない」（弁明書 4 頁 9～10 行）と申請人が主張していることを示した館長の文面にもそれは現れている。反論書でも述べたが、申請人はそのような主張はしていないのである。

後にも述べるように、本件は表現の自由とも密接に関わる問題であるため、館長の不当な要求を黙って見過ごすことはできなかったのである。申請人が東大和市行政一般に対抗意識を持っているかのごとき館長の先入観こそ、市民と向き合う行政担当者として改めるべきものである。

〈曲解と詭弁〉

行政不服審査請求を出した当初、館長が事実をしっかりと認識し、みずからの対応の誤りを認め謝罪するならば、申請人は全てを水に流し和解するつもりであった。しかしながら、弁明書や再弁

明書の記述を見る限り、それは幻想であったと考えざるを得ない。

館長は、2月「24日には補正は求めたものの、拒否処分をした認識はありません」（弁明書5頁5～6行）と述べている。また、同じ弁明書で「この一連の流れを見ると、24日（水）にチラシの配置について申請をしたものの、館長の説明でそれをいったん取り下げ、翌日の25日（木）に、再度の申請をしてきたものと理解するのが自然です。」（5頁6～8行）と、まるで申請者が館長の要求に納得し、すすんで字句を改変したかのごとき主張をしている。さらに「そうすると請求人が認める24日（水）の拒否処分は存在しないので、存在しない処分に対して、その取り消しを求めて審査請求することはできないのですから、頭書のとおり、本件審査請求は、却下すべきものです。」（5頁13～16行）とまで主張している。

これが事実と異なり、みずからの都合のいいように練り直した作文であることは、これまで述べてきたことで明らかである。このように主張する人物は、自動車接触事故を起こしても、接触到気づかなかつたから罪はない、被害者が訴えなかつたから事件は無かつたことになるかと主張するのであろうか。そのような言い逃れは刑事事件ではけして通らないのと同様、行政不服審査でも許してはならないことである。

申請人は館長の要求を了解して字句を改変したわけではない。あくまでも集会期日が迫っていたことから、配置を認めてもらうために自己の思想的な心情を折り曲げ、字句を改変して再提出したに過ぎない。申請人がこの件に納得していないこと、このことに関して然るべき手続きをとる用意があることは、2月25日にも館長にも伝えており、当人もよもや忘れたとは言わないであろう。

（4）改変要求が表現の自由侵害にあたるか否か。

館長の指示が「公判」と「法廷」の削除であり、それがなされないと配置は認められないという対応であったことは前項で示したとおりである。

〈館長の主張〉

字句の改変の任意性が担保されているという条件付きではあるが、館長の主張する「開催日時や開催場所を確認する部分（中略）、一般的な表記」（再弁明書2頁22～23行 カッコ内は筆者）があることは（館長がここで示している用例が正しいかどうかは置くとしても、）認められることである。いっぽう、申請人の記載したチラシの語句が「変則的な表記」（同26行）であることも確かである。また、「児童から高齢者まで幅広い年齢層の方が公民館を利用している」

（再弁明書2頁34～35行）ということも申請人は承知している。その意味で「誤解のないよう客観的に記載すべきもの」（同32行）という主張も理解できないわけではない。

〈一般的な表記と変則的な表記〉

ではなぜ申請人は一般的な表記をせず、あえて変則的な表記をしたのかと言えば、日時と場所の表記方法が「裁判ごっこ」というテーマに合わせたものだったからである。すなわち、日時や場所の表記も含めて、このチラシの内容そのものが「裁判ごっこ」というパロディーを形成していると考えられるものである。もちろんパロディーとしての表現であるとしても、肝心な内

容や日時、場所が伝わらないようでは元も子もない。そのぎりぎりの調整の結果が、「裁判ごっこ」というチラシとして結実したというしかない。

なぜパロディーかということは、ここでは直接関係のない事なので、あえて触れないが、少なくともチラシ製作者はそれを選択したということであり、その選択の変更を迫るような施設管理者側の権限はないということのみ指摘しておく。

だからと言って、チラシが大衆的な場で配布される以上、理由もなく個人を誹謗中傷すること、基本的な人権を侵すような表現が許されると考えているわけではない。それは公民館運営事務処理取扱基準があろうとなかろうと、倫理性の問題として矜持すべきモラルラインである。その点から言っても、今回のチラシの内容がモラルラインを越えているとはまったく考えていない。

〈表現の自由の侵害〉

モラルラインはともかくとして、チラシの表現内容、字句の用い方についてはこれが正解というような基準はない。あくまでも表現者の意向に沿って決定されるものであり、それこそが表現の自由にかかわるものである。館長にとっては改変すべき表現と映ろうが、チラシを作製した側にとっては侵され難き思いが込められているものなのである。その意味で「公判日時」をたんなる「日時」にし、「法廷」の字句を削除するということは、制作者にとって耐えがたい苦痛であった。

この項の初めで述べたとおり、それでも字句の改変についての任意性の担保があれば、館長との応答はもう少し健全なものになっていたかもしれない。しかし残念ながら館長からはそのような任意性が一度も示されることは無かった。ただおのれの感覚のみを基準として「私にはこれがシャレとは思えない」と繰り返し主張し、改変がされなければ配置は認められないという。配置をしないということは、まさに最後通告である。

〈憲法違反の事実〉

これ以降のことについてはすでに前項で触れたのでここでは繰り返さない。しかし配置を盾に改変を迫るといった権力的な対応は、明らかに憲法 21 条の表現の自由を侵しており、ひいては集会・結社の自由の侵害にもあたる。館長の対応は、憲法第 99 条の憲法尊重擁護の義務を負う公務員としての自覚がまったくないということを示しているが、そのことを含めて本件は表現の自由や集会・結社の自由を侵す憲法違反の事案であるということを重ねて指摘しておかねばならない。

証拠文書

1. 日本国憲法 21 条・憲法 99 条
2. 地歩自治法第 244 条 2 項
3. 社会教育法

併せて別紙 1 に表記